

4 管内養豚場における分割管理への取組状況

県央家畜保健衛生所

赤間京子、濱谷景祐

はじめに

当県では、令和3年4月17日に豚熱が発生して以来、計6事例の発生があり、約113,000頭の豚を殺処分した（表1）。豚熱発生時は発生豚舎以外の豚も含めて全頭殺処分されることから、農場の心理的及び経済的負担は大きく、発生への不安は今も続いている。

表1 当県における豚熱の発生状況

事例	年月日	市町	殺処分頭数 (概数)
1	R3.4.17	那須塩原市	17,000
2	R3.4.17	那須塩原市	22,000
3	R4.3.25	那珂川町	1,000
4	R4.7.23	那須烏山市	56,000
5	R6.2.16	栃木市	1,000
6	R6.5.26	那須塩原市	16,000
		計	113,000

そのため当県では農場等の負担低減に向け、令和4年度から殺処分範囲の見直しを検討し、令和5年度には有識者との意見交換及び当県主催の全国説明会において部分的殺処分の提案や意見照会等を実施した。そのような中、令和5年9月に飼養衛生管理指導等指針¹⁾の一部変更があり、農場分割管理の方針が国から示された。

分割管理は農場を複数に分割し、人や物等の動線が農場間で交差しないよう区分管理を行い別農場として管理することで、分割後の発生農場以外の農場を関連農場から除外する取組である。そのため、万が一、分割後の農場で豚熱が発生した際は、発生農場となる範囲が限定されることで殺処分頭数の低減につ

ながる。

なお、直接豚の飼養管理を行う者（以下、飼養管理者）が同一の場合は、次の3項目が全て講じられていることを確認し、国と協議の上、分割後の非発生農場の豚を疑似患畜から除外する必要がある。項目1は飼養管理者が飼養管理を行っている発生農場以外の全ての農場において、豚熱感染が否定されていること、項目2は飼養衛生管理基準の遵守の徹底がされていること、項目3はその他発生予防・まん延防止対策がなされていることである。項目2では従業員も含む全ての農場来場者の記録及び保存が必要であり、項目3では畜舎又は衛生管理区域内への入場時のシャワーインが必要等、追加措置が設けられている^{2)、3)}。

そこで、管内での豚熱発生に備え、農場に分割管理を推進するための指導及び助言を行ったので報告する。

推進に向けた取組

1 対象となる経営体の抽出

当県の方針では、大規模農場又は複数の農場に共通の飼養管理者がいる農場（以下、複数管理農場）及び意向調査（対象農場：管内43経営体）の結果、分割管理に前向きであった農場を対象に推進することになり、管内では11経営体を抽出した。

次いで管内において、11経営体に対し分割管理案を提示し、取組への意向を再確認した。その結果、農場への進入路が1本であること

から新たな道路整備が不可能である事例や二分割することで道幅が狭くなり作業動線が確保できなくなる事例があった。また、分割後に豚熱が発生した場合に隣接農場への感染拡大に不安があり、費用対効果が低いと感じるとの意見も上がった。

そこで、殺処分範囲の限定が見込めた複数管理農場A～E及び分割管理を希望したFの計6経営体を検討農場（表2）として推進することとし、これらの農場に対し、必要事項の確認及び現地調査を行った。

表2 検討農場

経営体	農場数	飼養管理者が同一	飼養頭数(管外除く)
A	県内3（一貫・肥育・肥育）	○	8,900
B	県内1（一貫） 県外1（一貫）	○	1,000
C	県内2（肥育・肥育）	○	3,600
D	県内2（一貫・肥育）	○	3,100
E	県内1（繁殖） 県外1（肥育）	○	1,000
F	県内1（一貫）	—	2,400

2 必要事項の確認

分割管理を開始するために必要な事項として、専属の飼養管理者の確保、人・機械等の動線が交差しない区分管理及び豚熱発生時の対応について助言した。

初めに、分割後の各農場に可能な限り専属の飼養管理者を確保するよう提案し、確保ができない場合は疑似患者からの除外要件を満たすために必要な措置について検討した。

区分管理については、農場間の作業動線が交差しないために必要な機械や施設等を農場ごとに検討し、整備が可能か確認した。

また、豚熱発生時の対応としては、関連農場から除外された農場における豚の飼養は継

続されることから、平時と同様な豚の移動は困難となる状況を想定し、事前に別の移動先やその際の移動方法を確認した。特に分割後の農場が隣接する場合は、発生農場からの病原体の拡散防止を図るため、消石灰等の散布、粘着シートや殺鼠剤等の利用、境界フェンスへのブルーシートの設置等による対策を強化する必要があることを指導した。更に、糞尿処理施設を共同利用する場合には、防疫措置中の一定期間は使用できない可能性があることを伝え、事前に対応策を検討した。

3 現地確認

飼養衛生管理者が立会いの上、分割管理案を参考に人や機械等の動線確認及び作業効率の良い施設の設置場所等を現地において検討した（図1）。



図1 現地確認の様子

各経営体における取組状況

1 経営体A

Aは地理的に離れた3農場（①一貫、②肥育、③肥育）を有しているが、飼養管理者が同一であったことから、1農場で発生した場合に3農場が全頭殺処分の対象となっていた。

また、この経営体の特徴として離乳直後の子豚が各農場に移動すること、特に農場③のみが山間地にあり、周囲でイノシシが多数確認されていることから、農場③は豚熱の発生リスクが一番高い農場として所有者も不安を感じていた（表3）。

表3 経営体Aの豚熱発生リスク要因等

農場	飼養形態	飼養豚	所在地	農場周辺のイノシシ
①	一貫	繁殖・離乳・肥育	自宅付近	未確認
②	肥育	離乳・肥育	自宅付近	未確認
③	肥育	離乳・肥育	山の中	多数確認

そこで、分割管理に向けて飼養管理者の担当農場を限定するよう提案したが、農場②と③の飼養管理者を増やすことが困難であったことから、更衣室、柵の新設及び各農場専用機械の導入計画を開始した（図2）。計画策定に当たり、施設整備に多大な費用が必要であるなどの課題はあったが、農協等の関係者と協力しながら検討し、消費・安全対策交付金を活用することで、経営主も前向きに進めることとなった。

【分割前】 更衣室

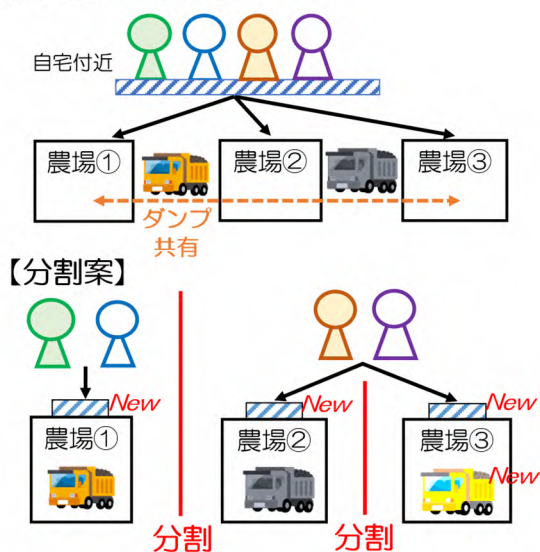


図2 経営体Aにおける分割管理案

今後、分割管理が可能となった際に、万が一農場③で発生した場合でも、殺処分範囲を3農場分から1農場分に限定することで殺処分頭数を全体の約30%に抑えることができる。更に、発生農場以外の農場では繁殖豚の維持や肥育豚の飼養継続が可能となる（図3）。

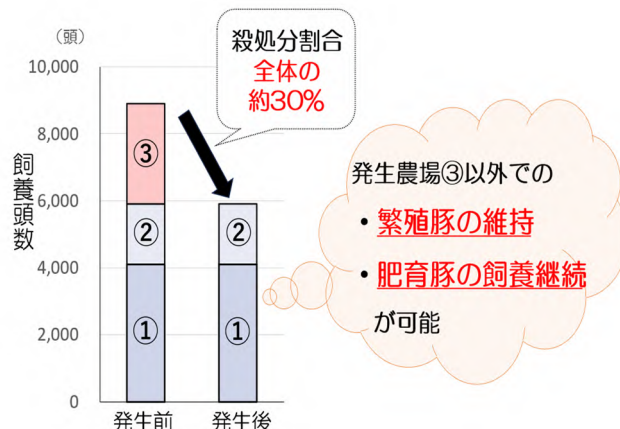
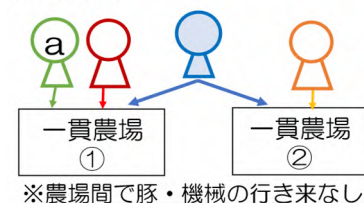


図3 農場③で発生した場合の飼養頭数

2 経営体B

Bは県内及び県外に一貫農場があり、豚や機械等の往来はないが、同一の飼養管理者が両農場において豚熱ワクチンを接種していた。そのため、飼養管理者を農場ごとに限定するよう提案したところ、従業員を教育することで新たな飼養管理者を確保することとした（図4）。

【分割前】



【分割案】



図4 経営体Bにおける分割管理案

こちらの経営体も分割管理することで、万が一豚熱が発生した際には殺処分頭数が30%又は70%に低減できる見込みである。また、発生農場以外における一貫経営の継続も可能となるため、経営主も直ちに対応したいと前向きであった。

3 経営体C

Cは県内に地理的に離れた2農場（①肥育、②肥育）を有している。しかし、飼養管理者が同一であることから、農場①を二分割した上で、3農場として分割管理したいと経営陣から取組の希望があった（図5）。

そのため、分割方法の検討を重ねたが、現場の農場長からは従業員が不足している中、更に他の従業員の入院等が重なり、通常の飼養管理が手一杯で分割管理に向けた取組を行う余裕がないとの回答があった。このことから、経営陣に現場の実情が理解されていないことが判明し、直ちに対応するは困難であることから、中長期的に検討していくこととした。

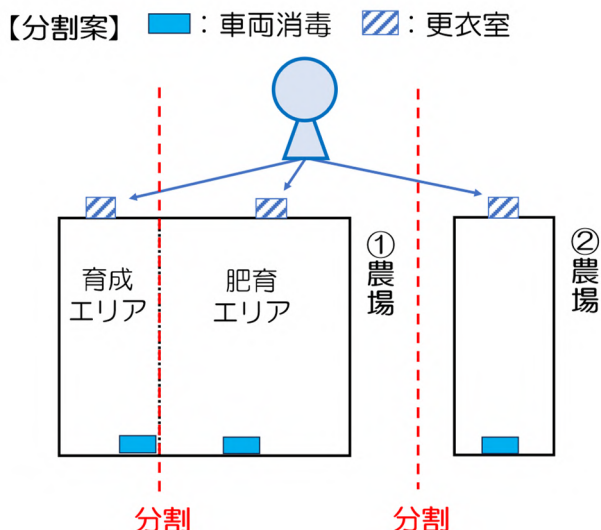


図5 経営体Cにおける分割管理案

4 経営体D

Dは県内に一貫農場と肥育農場を有しているが飼養管理者が同一であったため、分割方法を検討した。なお、肥育農場専属の飼養管理者を確保することは困難であったことから、施設整備等を提案した。しかし、現時点では、飼養衛生管理基準遵守のために豚舎の改善・改修等に必要な費用が優先と判断され、分割管理への更なる費用捻出はできないことから、現時点での取組は断念した。

5 経営体E

Eは県内に繁殖農場、県外に肥育農場を有している家族経営である。現在の経営状況では新たな雇用は困難であることや、敷地が狭く更衣室等を設置した際の作業動線の確保が困難であることから、取組を断念した。

6 経営体F

Fは規模拡大に合わせて、既存農場の中心を通る公道を境に繁殖農場と肥育農場に2分割したいと農場から希望があったため、検討を重ね分割方法を模索した（図6）。

しかし、建築資材や人件費の高騰等により規模拡大にかかる費用がここ数年で増大し、資金繰りが困難になったことから、直ちに対応することは断念し中長期的に考えたいと農場から連絡があった。前向きに進めていたことから、直ちに分割できないことに対し経営主は非常に落胆していた。

【分割案】 ■■■：消毒ゲート ■■■：更衣室

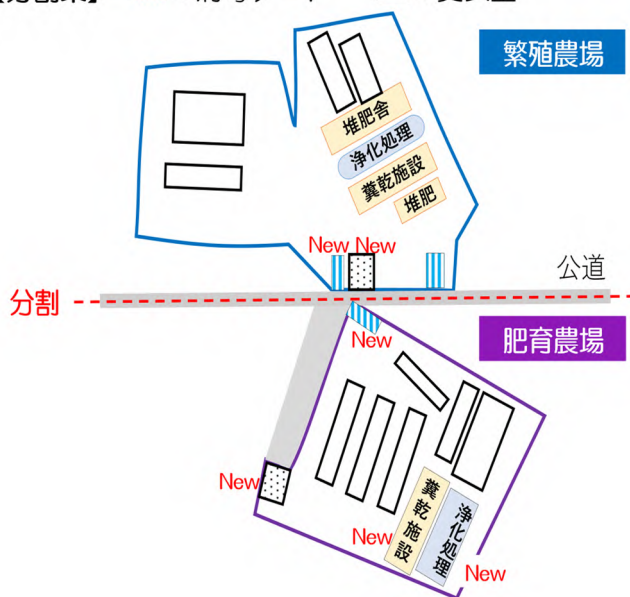


図6 経営体Fにおける分割管理案

以上のことから、分割管理の取組に着手したA及びBにおいては、分割管理の実施により殺処分頭数を分割前と比べ 30～70%低減することが見込めることもあり、前向きに取り組んでいる。しかし、残りの4経営体は、人手不足や資金不足など農場ごとに様々な課題があり、断念せざるを得ない状況や直ちに取組めない状況であった（表4）。

表4 検討農場のとりまとめ

経営体	概要・課題等	分割管理の進捗状況
A	補助事業を活用した施設等の整備 飼養管理者の担当農場の限定	取組中
B	新たな飼養管理者の教育	取組中
C	人手不足 現場の実情が理解されていない	直に対応は困難
D	飼養衛生管理基準遵守にかかる費用捻出が優先	断念
E	新たな雇用、作業動線確保が困難	断念
F	規模拡大にかかる資金が増大 資金繰りが困難	中長期的に検討

まとめ及び今後の方針

分割管理を行うことで、豚熱発生時に発生農場以外の農場における繁殖豚の維持又は肥育豚の飼養継続ができ、早期の繁殖再開や肥育豚の出荷につながる。そのため、農場では一時的な資金繰りも可能となることから、メリットが感じられた。

しかし、分割後であっても飼養衛生管理等が徹底されていない場合は、飼養管理者が飼養管理を行っている発生農場以外の全ての農場が殺処分の対象となり得ることから、今後も厳格な区分管理及び飼養衛生管理基準の遵守指導を継続していきたい。

一方、管内の多くの養豚場においては、作業動線等の関係で既存農場を複数に分けること自体が困難であった。また、農場の経営状況や社会情勢等により従業員の確保、施設整備にかかる費用の捻出ができない農場も多くあった。更に、これまでの発生農場における疫学調査の結果等においてもいまだにウイルスの侵入経路が不明であることから、仮に分割管理を達成できた場合も発生時に隣接農場への感染拡大に対し不安を感じている農場もあり、結果としてほとんどの農場で分割管理ができないことが判明した。

上記の様々な課題について、現状においては解決できない農場が多い。そこで、今後管理獣医師や関係者等と情報共有を行い、ワクチンによる防御を考慮した殺処分範囲の見直しと共に、全頭殺処分の必要性や部分的殺処分等の検討を継続することが必要である。また、ウイルスの侵入経路を解明していくことも引き続き重要であると考えられた。今後も伝染病の発生予防及びまん延防止対策をした上で、農家等の負担低減となる取組の推進を行い、養豚業の振興を図っていきたい。

参考文献

- 1) 飼養衛生管理指導等指針（令和３年４月
１日農林水産大臣公表（一部変更：令和
５年９月１９日））
- 2) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
（令和２年７月１日農林水産大臣公表
（一部変更：令和６年１０月３１日））
- 3) 農場の分割管理に当たっての対応マニユ
アル（第２版）（令和６年３月農林水産省
消費・安全局）